

3 様々な人権 ~ (5) 幸福追求権とは ~

この節のポイント

「新しい人権」の根拠は、憲法第13条の幸福追求権

憲法の個別の人権規定だけで十分なの？

日本国憲法には、これまでに紹介したように、個別の人権規定が豊富に盛り込まれています。ですから、それらを適用すれば、ありとあらゆる人権が保障されると考えている人がいるかもしれません。

しかし日本国憲法ができたのは、今から60年も前のことです。

今と憲法制定当時とを比較してみると、社会・経済情勢は劇的に変化（豊かな社会、情報化社会、環境問題など）していますし、科学技術も著しい発展をみせています。また、そうしたことによって、人々の価値観や考え方も大きく変わってきています。ですから、その当時には想定できなかった新たな事情によって、憲法の個別の人権規定だけでは対応できない場合が当然でできます。そこで、憲法には明確な規定はないけれども、新しい人権を、憲法上の人権として保障すべきではないかという主張がされ、実際に裁判などで認められた例もでてきています。

【新しい人権として主張されている例】プライバシー権、自己決定権、環境権など

新しい人権の根拠は幸福追求権

憲法にあげられていない人権の保障が必要な場合があるといっても、憲法の条文上の根拠がなければ、それを認めることは困難です。

そこで、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する**日本国憲法第13条を新しい人権の根拠とする**ことが提唱されています。これは、第13条の中の「幸福追求」という言葉から、守るべき具体的な利益（プライバシー、よりよい環境など）を引き出して、それを人権として保障していこうと考えるもので、「**幸福追求権**」と呼ばれています。

しかし、この「新しい人権」は、憲法に具体的に定められているわけではありませんから、個別の人権規定では対応できない部分を補充する機能をもつにすぎません。

したがって、幸福につながる行為がすべて、この第13条に基づき「新しい人権」として保障されるということではありません。

また、「公共の福祉に反しない限り」とありますが、日本国憲法では、全体を個人に優先させる全体主義を否定していますから、「公共の福祉」という文言を、全体主義的な意味でとらえてはいけません。